

**基本理念** 安心して住み続けられるあたたかいまち**5つの視点**

- ①人権尊重 ②住民主体の地域づくり ③ソーシャル・インクルージョン  
④福祉コミュニティ形成 ⑤マルチパートナーシップ

**目標1**

地域住民がお互いに配慮し存在を認め合い支えあうことで社会的に孤立するような状況を防ぐことができる地域づくり

**目標2**

支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現

**目標達成するための****5つの方針**

1. 誰もが認め合いともに暮らすことができるまちづくり
2. 地域における見守り活動の充実
3. 災害時における要支援者への支援
4. 相談支援体制の充実
5. 権利擁護支援体制の強化

**1. 誰もが認め合いともに暮らすことができるまちづくり**

すべての人が互いに認め合い、共に暮らせる社会の実現にむけて、障がいや理由とする差別の解消や認知症の理解を広める取組など多様な背景を持つすべての人が安心して暮らすことができる地域をめざします。

**2. 地域における見守り活動の充実**

地域住民のゆるやかで柔軟な見守りが社会的孤立を防ぎます。「見守り相談室」「あさひ子育て安心ネットワーク」の認知度向上や、「居場所」となる通いの場やこども食堂などを通じた見守りの推進、顔の見える関係づくりを進め、地域住民同士のつながりを強化します。

**3. 災害時における要支援者への支援**

災害時における要支援者について、医療・介護・福祉機関の連携や個別避難計画に即した支援方法の検討や訓練等を重ねます。要支援者への個別対応や福祉避難所の運営については、地域と協力して、防災訓練や研修を通じて、「自助」「共助」の重要性をはじめとする防災意識の向上を図り、関係機関との連携強化や円滑な支援体制を構築します。

**4. 相談支援体制の充実**

8050問題やヤングケアラーなどさまざまな課題を抱えた方々や家庭などに対し、「総合的支援調整の場（つながる場）」や「くらし相談窓口」を通じて、制度や分野の縦割りを超えて、教育、福祉、医療、介護などの様々な関係機関と連携し、孤立を防ぎながら柔軟で持続的な相談支援体制を整備します。

**5. 権利擁護支援体制の強化**

虐待の防止及び早期発見・対応の取組を進め、「成年後見制度」や「あんしんさぽーと事業」など、認知症や精神的な障がい等により日常生活において判断能力が不十分な方の権利を守る制度の認知度向上に努めます。